



2025 協約改訂を全組合員で闘おう！ シリーズ⑤

年休が入らないのは要員不足だ！ 乗務員を機械扱いするな！ 2025労働協約改訂第4回団交

本部は本日、2025年度労働協約改訂第4回団交を開催しました。今団交では、年休・要員問題、乗務員の準備報告時間、災害時における勤務扱い、更衣時間などについて議論しました。

年休・要員問題について、本部は「新幹線職場は勿論、在来線職場、車両所でも年休が入らない状態が続いている。1番でも年休が入らないのは異常だ。10連勤が当たり前になっている。休日出勤を前提とした勤務は、要員不足である証左だ。『必要な要員は配置している』との会社回答はデタラメだ。要員不足でないと言うなら基準人員の算定方法を明らかにせよ」などと主張しました。しかし、会社は「ピークに要員を合わせない。適正な要員は会社が責任をもって配置している。当社の年休取得率をみても、要員不足ではない。基準人員の算定方法は明らかにしない」などとゴマカシの回答に終始し、対立しました。

乗務員の準備報告時間について、本部は「所定出勤時刻の1時間前に出勤しなければ乗務に間に合わない。サービス労働だ」などと主張しました。会社は「必要な時間は措置している。サービス労働はない」と言い切り、対立しました。

台風などの災害時、休憩なしの長時間乗務、勤務終了直前・直後、出勤直後の休憩時間などについて、本部は「休憩は行路の途中に設定するものだ。労基法第34条に違反する」などと主張しました。会社は「終了点呼までは仕事の途中だ。法令に違反していない。適切に行っている」の一点張りで、対立しました。

更衣時間について、本部は「厚労省のガイドラインでは、更衣時間は労働時間である。見苦しい言い訳はやめろ。なぜロッカーを与えているのか」と追及しました。会社は、「更衣場所、方法などについては拘束下にはない。使用者の指揮命令下にはない。ガイドラインには違反していない」と、対立しました。また、更衣室から点呼場所や勉強会・訓練会の会場までの移動時間についても、会社は「使用者の拘束下にはない」と理不尽な主張を繰り返し、対立しました。

※次回の第5回団体交渉は、9月2日に開催します。